

公益財団法人長野県農業開発公社定款

平成 26 年 4 月 1 日制定

平成 29 年 6 月 19 日一部改正

第 1 章 総則

(名称)

第 1 条 この法人は、公益財団法人長野県農業開発公社(以下「公社」という。)と称する。

(事務所)

第 2 条 公社は、主たる事務所を長野県長野市に置く。

第 2 章 目的及び事業

(目的)

第 3 条 公社は、長野県における農業農村の維持発展のため、農地中間管理事業及び農地売買支援事業により農業経営の規模拡大、農用地の集団化による農用地利用の効率化及び高度化の促進を図り、もって国土の有効利用及び地域社会の健全な発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第 4 条 公社は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 農業経営の規模拡大及び農地の集団化のための農地中間管理に関する事業及び農地売買支援に関する事業
- (2) 農地の整備に関する事業
- (3) 農地の管理に関する事業
- (4) 農地売買支援を促進するための資金の貸付けに関する事業
- (5) 農作業の受委託の促進に関する事業
- (6) 農業生産法人出資育成に関する事業
- (7) 地方公共団体等から委託を受けた農地有効活用のための受託事業
- (8) 県が行う農地集積関連事業への協力事業
- (9) その他前条の目的を達成するため必要と認める事業

2 前項各号の事業は、長野県において行うものとする。

第 3 章 資産及び会計

(財産の種別及び管理・運用)

第 5 条 公社の財産は基本財産及びその他の財産の 2 種類とする。

2 基本財産は、公社の目的である事業を行うために必要なものとして、理事会で定めた財産とし、基本財産の一部を処分し、若しくは担保に提供しようとするとき又は基本財産から除外しようとするときは、予め理事会及び評議員会の承認を得なければならない。

3 その他の財産は、基本財産以外の財産とする。

4 公社の財産は、公社の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

5 公社の財産の管理・運用については、理事会の承認を得て、理事長が別に定める。

(事業年度)

第 6 条 公社の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第 7 条 公社の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受け、県知事の認可をなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第 8 条 公社の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 正味財産増減計算書
- (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
- (6) 財産目録
- (7) キャッシュ・フロー計算書

2 前項の承認を受けた書類のうち、第 1 号、第 3 号、第 4 号、第 6 号及び第 7 号の書類については、定時評議員会に提出し、第 1 号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、その承認を受けなければならない。

3 第 1 項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に 5 年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類
(公益目的取得財産残額の算定)

第 9 条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第 48 条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第 3 項第 4 号の書類に記載するものとする。

第 4 章 評議員

(評議員の定数)

第 10 条 公社に評議員 3 名以上 5 名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第 11 条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「法人法」という。)第 179 条から第 195 条の規定に従い評議員会において行う。

2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

- (1) 各評議員について、次のイからハに該当する評議員の合計数が評議員の総数の 3 分の 1 を超えないものであること
 - イ 当該評議員及びその配偶者又は 3 親等内の親族
 - ロ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
 - ハ 当該評議員の使用人

ニ ロ又はハに掲げる者以外の者であつて、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの

ホ ハ又はニに掲げる者の配偶者

ヘ ロからニまでに掲げる者の 3 親等内の親族であつて、これらの者と生計を一にするもの

(2) 他の同一団体(公益法人を除く。)の次のイからニに該当する評議員の合計数が評議員の総数の 3 分の 1 を超えないものであること

イ 理事

ロ 使用人

ハ 当該他の同一の団体の理事以外の役員(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人)又は業務を執行する社員である者

ニ 次に掲げる団体においてその職員(国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。)である者

① 国の機関

② 地方公共団体

③ 独立行政法人通則法第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人

④ 国立大学法人法第 2 条第 1 項に規定する国立大学法人又は同条 3 項に規定する大学共同利用機関法人

⑤ 地方独立行政法人法第 2 条第 1 項に規定する地方独立行政法人

⑥ 特殊法人(特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法第 4 条第 15 条の規定の適用を受けるものをいう。)又は認可法人(特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。)

3 評議員は、公社の理事、監事又は使用人を兼ねることはできない。

4 評議員に異動があつたときは、2 週間以内に登記し、遅滞なくその旨を長野県に届け出なければならない。

(評議員の任期)

第 12 条 評議員の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

3 評議員は、第 10 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

第 13 条 評議員に対して、各年度の総額が 50 万円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従つて算定した額を、報酬として支給することができる。

2 評議員には、その職務を執行するために要する費用を弁償することができる。この場合の支給基準については、評議員会において別に定める。

第 5 章 評議員会

(構成)

第 14 条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

第 15 条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 評議員の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額及び支給の基準
- (4) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の承認
- (6) 定款の変更
- (7) 残余財産の処分
- (8) 基本財産の処分又は除外の承認
- (9) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項
(開催)

第 16 条 評議員会は、定時評議員会として毎年事業年終了後 3 箇月以内に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第 17 条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(決議)

第 18 条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (3) 役員等の責任の一部免除
- (4) 定款の変更
- (5) 基本財産の処分又は除外の承認
- (6) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第 22 条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(決議の省略)

第 19 条 理事が評議員会の目的である事項について提案をした場合において、その提案について、議決に加わることができる評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(評議員会への報告の省略)

第 20 条 理事が評議員の全員に対して評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、当該事項を評議員会に報告することを要しないことにつき評議員会の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該事項の評議員会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第 21 条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した評議員の中から選任された議事録署名人 2 名が議事録に記名押印する。

第 6 章 役員

(役員を設置)

第 22 条 会社に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3 名以上 8 名以内
- (2) 監事 2 名以内

2 理事のうち 1 名を理事長とし、1 名を専務理事、1 名を常務理事とすることができる。

3 前項の理事長をもって法人法上の代表理事とし、専務理事、常務理事をおく場合には、同法第 197 条において準用する同法第 91 条第 1 項第 2 号の業務執行理事とする。

(役員を選任等)

第 23 条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任し、県知事の認可を受けなければその効力を生じない。

2 理事長及び専務理事並びに常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第 24 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、専務理事及び常務理事は、理事会において別に定めるところにより、公社の業務を分担執行する。

3 理事長及び専務理事並びに常務理事は、毎事業年度に 4 箇月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第 25 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、公社の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第 26 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第 22 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第 27 条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができ、県知事の認可を受けなければその効力を生じない。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

2 理事を解任する場合は県知事の認可を受けなければならない。

(役員報酬等)

第 28 条 理事及び監事に対しては、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(賠償責任の免除)

第 29 条 会社は、法人法第 198 条において準用する同法第 111 条第 1 項の賠償責任について、同法第 198 条において準用する同法第 114 条第 1 項に規定に基づき理事会の決議によって、損害賠償額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

(顧問)

第 30 条 会社に顧問 5 名以内を置くことができる。

2 顧問は理事会の決議を経て理事長が委嘱する。

(顧問の職務)

第 31 条 顧問は会社の業務運営上の重要事項について理事長の諮問に応ずる。

(顧問の報酬)

第 32 条 顧問に対しては、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(農地中間管理事業評価委員会)

第 33 条 会社に農地中間管理事業評価委員会を置くものとする。

2 農地中間管理事業評価委員会の委員は 5 名以内とする。

3 農地中間管理事業評価委員は理事会の決議を経て、県知事の認可を受け、理事長が任命する。

4 農地中間管理事業評価委員の任期は、任命後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

(農地中間管理事業評価委員会の職務)

第 34 条 農地中間管理事業評価委員会は、農地中間管理事業の実施状況を評価し、必要と認めるときは理事長に意見を述べることができる。

(農地中間管理事業評価委員の報酬)

第 35 条 農地中間管理事業評価委員は無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

第 7 章 理事会

(構成)

第 36 条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第 37 条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 会社の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長及び専務理事並びに常務理事の選定及び解職

(招集)

第 38 条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第 39 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第 40 条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案につき議決に加わることができる理事全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事はその提案について異議

を述べたときは、その限りではない。

(報告の省略)

第 41 条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会へ報告することを要しない。

2 前項の規定は、第 24 条第 3 項の規定による報告については、適用しない。

(議事録)

第 42 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第 8 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 43 条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

2 前項の規定は、この定款の第 3 条及び第 4 条及び第 11 条についても適用する。

(解散)

第 44 条 公社は、基本財産の滅失による公社の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第 45 条 公社が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合(その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。)には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から 1 箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(以下「認定法」という。)第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは長野県に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第 46 条 公社が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、認定法第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは長野県に贈与するものとする。

第 9 章 事務局

(事務局)

第 47 条 公社の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

3 事務局長は、理事長が理事会の承認を経て任免し、その他の職員は、理事長が任免する。

4 事務局の組織及び運営に関する必要な事項は、理事長が別に定める。

(備置き帳簿及び書類)

第 48 条 事務所には、この定款で別に定めるもののほか、常に次に掲げる帳簿及び書類を備えておかなければならない。

(1)認定、許可、認可等及び登記に関する書類

(2)定款に定める期間(理事会・評議員会)の議事に関する書類

(3)その他法令で定める帳簿及び書類

2 前項各号の帳簿及び書類等の閲覧については、法令の定めによるほか、第 49 条第 2 項に定める情報公開規程によるものとする。

第 10 章 情報の取扱

(情報公開)

第 49 条 公社は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積

極的に公開する。

2 情報公開に関する必要な事項は、理事会の承認を得て理事長が別に定める情報公開規程による。

(個人情報保護)

第 50 条 会社は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期すものとする。

2 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の承認を得て理事長が別に定める。

(公告)

第 51 条 会社の公告は、電子公告による。

2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告ができない場合は、官報に掲載する方法により行う。

第 11 章 雑則

(運営に必要な事項)

第 52 条 この定款に定めるもののほか、会社の運営に関し必要な事項は、理事会の承認を得て理事長が別に定める。

附 則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、第 6 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

3 会社の最初の評議員は次に掲げる者とする。

中村倫一 石田治一郎 牧野光朗 西山隆芳 萩原慎一郎

4 会社の公益法人設立登記の日における役員は次に掲げる者とする。

理事 萩原正明 上杉壽和 小山英壽 春日十三男 市川武二

監事 徳竹初男 山本智章

5 会社の最初の理事長は萩原正明とする。

6 この定款は平成 29 年 6 月 19 日から施行する。